

# 長野県地球温暖化防止条例(仮称)と 長野県地球温暖化防止県民計画の位置付けについて

## 長野県環境基本条例

### 前文

…資源やエネルギーの大量な消費、廃棄物の大量な発生を伴う今日の社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、自然の生態系に影響を及ぼし、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。

…環境を良好な状態に保ちつつ、より快適な環境を創造するとともに、地球環境の保全へも積極的に貢献していかなければならない。

…すべてのものの参加と連携の下、自然と人が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くため、この条例を制定する。

(地球環境の保全に関する施策)

第22条 県は、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して、環境の保全に関する技術の供与、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

- ・長野県水環境保全条例
- ・長野県自然環境保全条例 など

## 長野県地球温暖化 防止条例(仮称)

## 長野県地球温暖化 防止県民計画

